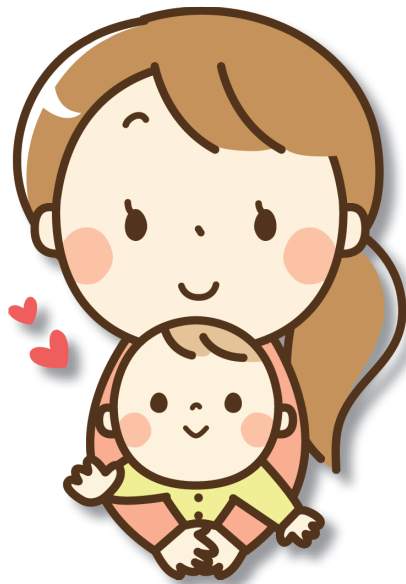


第3章 施策の展開



1 県設定区域の設定



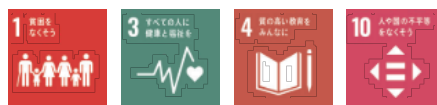
本県における教育・保育の「量の見込み」並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の「確保の内容」及びその「実施時期」を定める単位となる区域を表2のとおり定めます。

なお、当該区域は、県が教育・保育施設（市町村が設置する保育所、幼稚園及び幼保連携型認定こども園を除く）の認可、認定の際に行う需給調整の判断基準となること及び各施設の広域利用の実態等を踏まえ、法第19条第1項に定める認定区分ごとに設定したものです。

表2 県設定区域

	設定区域	主な利用施設	設定にあたっての考え方	
認定区分	1号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄区域 (沖縄本島所在市町村並びに宮古区域及び八重山区域に含まれる市町村を除く離島所在町村) ・ 宮古区域 (宮古島市及び多良間村) ・ 八重山区域 (石垣市、竹富町及び与那国町) 	幼稚園、 認定こども園	県が認可・認定の際に需給調整を行う場合は、私立幼稚園における市町村域を超えた広域利用の実態、施設の設置状況及び地理的条件等を勘案し、各区域ごとの需給状況を勘案するものとする。
	2号	市町村	保育所、 認定こども園	県が認可・認定の際に需給調整を行う場合は、私立保育所における利用のほとんどが市町村域内となっていることから、市町村ごとの需給状況を勘案するものとする。
	3号			

2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保及びその実施時期



(1) 教育・保育の量の見込み

本計画における量の見込みについては、次に掲げる区分ごとに、それぞれ次に掲げる必要利用定員総数（ウについては、特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数の合計）を市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を県区域ごとに集計したものを基本として、これを更に県全域で集計した結果となっています。

なお、算定にあたっては、県区域ごとに均衡のとれた教育・保育の提供が行われるよう、市町村と十分調整を図り、市町村の区域を超えた教育・保育の広域利用調整を行うなどして設定を行いました。

ア 教育標準時間認定（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども）

特定教育・保育施設（認定こども園及び幼稚園に限る。）に係る必要利用定員総数（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に係るものを含む。）

イ 満3歳以上・保育認定（法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども）

特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）に係る必要利用定員総数（認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。）

ウ 満3歳未満・保育認定（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども）

年齢区分ごとの特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数の合計数（認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。）

(2) 県設定区域ごとの教育・保育の提供体制の確保及び実施時期

本計画における教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期については、県設定区域ごと及び次のアからウまでに掲げる区分ごとに、

それぞれ次のアからウまでに掲げる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る教育・保育の市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を県区域ごとに集計したものを基本として、これを更に県全域で集計した結果となっています。

確保の内容及びその実施時期を定めるにあたっては、子ども・子育て支援新制度が、保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられるような提供体制の確保を目的の一つとしていることに鑑み、保護者の就労状況及びその変化等のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況等に配慮しつつ、柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等を勘案し、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望を踏まえたものとなるよう市町村との協議を踏まえ設定したものとされています。

なお、保育の提供体制の確保については、教育・保育施設又は地域型保育事業を前提としていますが、当分の間、県や市町村が認可化移行支援を行うなどして一定の質的な基準を担保できる認可外保育施設等については、イ及びウに定める確保の内容に加えて記載することとします。

ア 教育標準時間認定（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子ども）に該当する子ども

特定教育・保育施設及び幼稚園（特定教育・保育施設に該当するものを除く。）

イ 満3歳以上・保育認定（法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子ども）に該当する子ども

特定教育・保育施設

ウ 満3歳未満・保育認定（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子ども）に該当する子ども

年齢区分ごとに係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）

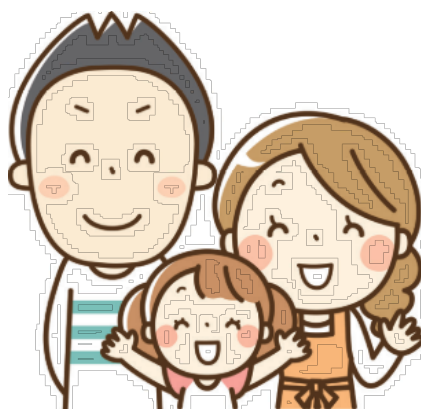


表3 黄金っ子応援プラン（沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画）における量の見込みと確保方策（県計）

認定区分	1号・2号		3号		教育	保育	合計			
	(1号)	(2号)	(2号)	0歳児				1・2歳児		
ニーズの種別	教育	教育	保育	保育	保育					
	①	③	④	⑤	①+②	③+④+⑤				
令和2年度	量の見込み(必要利用定員総数)	8,122 (計) 13,839	5,717	32,920	6,468	23,467	13,839	62,855	76,694	
	確保方策	特定教育・保育施設	17,629	34,423	7,033	23,616	17,629	65,072	82,701	
		幼稚園	9,912	5,503	34,158	5,854	20,348	15,415	60,360	75,775
		保育所	6,019	4,151	1,240			10,170	1,240	11,410
		認定こども園			23,705	4,823	16,956		45,484	45,484
		地域型保育事業	3,893	1,352	9,213	1,031	3,392	5,245	13,636	18,881
		確認を受けない幼稚園				1,016	2,765		3,781	3,781
		認可外保育施設		2,214			0	2,214	0	2,214
		企業主導型保育所			114	19	107		240	240
	確保方策一量の見込み	3,790	1,503	565	149		3,790	2,217	6,007	
令和3年度	量の見込み(必要利用定員総数)	8,017 (計) 13,722	5,705	32,837	6,438	23,740	13,722	63,015	76,737	
	確保方策	特定教育・保育施設	18,335	35,119	7,229	24,517	18,335	66,865	85,200	
		幼稚園	10,716	5,769	34,903	6,008	21,165	16,485	62,076	78,561
		保育所	5,817	3,705	1,287			9,522	1,287	10,809
		認定こども園			24,223	4,905	17,559		46,687	46,687
		地域型保育事業	4,899	2,064	9,393	1,103	3,606	6,963	14,102	21,065
		確認を受けない幼稚園		1,850			0	1,850	0	1,850
		認可外保育施設			45	7	48		100	100
		企業主導型保育所			171	156	403		730	730
	確保方策一量の見込み	4,613	2,282	791	777		4,613	3,850	8,463	
令和4年度	量の見込み(必要利用定員総数)	7,814 (計) 13,440	5,626	32,293	6,415	24,016	13,440	62,724	76,164	
	確保方策	特定教育・保育施設	18,750	35,341	7,357	24,979	18,750	67,677	86,427	
		幼稚園	11,157	5,743	35,125	6,134	21,523	16,900	62,782	79,682
		保育所	5,476	3,130	1,221			8,606	1,221	9,827
		認定こども園			24,201	4,979	17,700		46,880	46,880
		地域型保育事業	5,681	2,613	9,703	1,155	3,823	8,294	14,681	22,975
		確認を受けない幼稚園		1,850			0	1,850	0	1,850
		認可外保育施設			45	3	48		96	96
		企業主導型保育所			171	162	403		736	736
	確保方策一量の見込み	5,310	3,048	942	963		5,310	4,953	10,263	
令和5年度	量の見込み(必要利用定員総数)	7,732 (計) 13,328	5,596	32,230	6,402	24,052	13,328	62,684	76,012	
	確保方策	特定教育・保育施設	18,873	35,422	7,393	25,203	18,873	68,018	86,891	
		幼稚園	11,183	5,840	35,251	6,173	21,759	17,023	63,183	80,206
		保育所	5,501	3,104	1,248			8,605	1,248	9,853
		認定こども園			24,420	5,018	17,877		47,315	47,315
		地域型保育事業	5,682	2,736	9,583	1,155	3,882	8,418	14,620	23,038
		確認を受けない幼稚園		1,850			0	1,850	0	1,850
		認可外保育施設			0	0	36		36	36
		企業主導型保育所			171	162	403		736	736
	確保方策一量の見込み	5,545	3,192	991	1,151		5,545	5,334	10,879	
令和6年度	量の見込み(必要利用定員総数)	7,685 (計) 13,282	5,597	32,218	6,368	24,080	13,282	62,666	75,948	
	確保方策	特定教育・保育施設	18,931	35,331	7,426	25,296	18,931	68,053	86,984	
		幼稚園	11,229	5,852	35,160	6,203	21,836	17,081	63,199	80,280
		保育所	5,409	3,055	1,047			8,464	1,047	9,511
		認定こども園			24,366	5,048	17,955		47,369	47,369
		地域型保育事業	5,820	2,797	9,747	1,155	3,881	8,617	14,783	23,400
		確認を受けない幼稚園		1,850			0	1,850	0	1,850
		認可外保育施設			0	0	36		36	36
		企業主導型保育所			171	162	403		736	736
	確保方策一量の見込み	5,649	3,113	1,058	1,216		5,649	5,387	11,036	

※ 県設定区域ごとの量の見込みと確保方策は、第5章に掲載。

(3) 県の認可・認定に係る需給調整

ア 県の認可、認定に係る需給調整の基本的考え方

(ア) 知事は、認定こども園法第三条第七項の規定により、認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下(ア)において同じ。）に関する認定の申請があった場合において、当該認定こども園が所在する県区域における次のaからcまでに掲げる利用定員の総数が、それぞれ次のaからcまでに定める本計画において定める県区域における必要利用定員総数（当該年度に係るものをいう。）に既に達しているか、又は当該認定申請に係る認定こども園の設置によってこれを超えることになると認める場合には認定こども園の認定をしないことができるものとします。

この際、知事は、当該認定申請に係る認定こども園が、同条第五項の規定に基づく基準に該当し、かつ、同条第一項又は第三項の条例で定める基準に適合している場合は認定するものとするものとされているため、認定に係る需給調整については、慎重に取り扱うものとします。

a 特定教育・保育施設の利用定員の総数（支援法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）

特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）

b 特定教育・保育施設の利用定員の総数（支援法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）

特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）

c 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）の利用定員の総数（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）

(イ) 知事は、認定こども園法第十七条第六項の規定により、幼保連携型認定こども園に関する認可の申請があった場合において、当該幼保連携型認定こども園が所在する県区域における(ア)のaからcまでに掲げる利用定員の総数が、それぞれ(ア)のaからcまでに定める本計画において定める当該県区域における必要利用定員総数（当該年度に係るものをいう。）に既に達しているか、又は認可申請に係る幼保連携型認定こども園の設置によってこれを超えることになると認めるときは、幼保連携型認定こども園の認可をしないことができるものとします。

この際、知事は、当該認可申請に係る幼保連携型認定こども園が、同条第二項の規定に基づく基準に該当し、かつ、認定こども園法第十三条第一項の条例で定める基準に適合している場合は認可するものとするこ

ととされているため、認可に係る需給調整については、慎重に取り扱うものとします。

- (ウ) 知事は、児童福祉法第三十五条第八項の規定により、保育所に関する認可の申請があった場合において、当該保育所が所在する県設定区域における次の a 及び b に掲げる利用定員の総数が、それぞれ次の a 及び b に定める本計画において定める当該県区域における必要利用定員総数(当該年度に係るものをいう。)に既に達しているか、又は当該認可申請に係る保育所の設置によってこれを超えることになることを認めるときは、保育所の認可をしないことができるものとします。

この際、知事は、当該認可申請に係る保育所が、同条第五項の規定に基づく基準に該当し、かつ、同法第四十五条第一項の条例で定める基準に適合している場合は認可するものとするものとされているため、認可に係る需給調整については、慎重に取り扱うものとします。

- a 特定教育・保育施設の利用定員の総数（支援法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）

特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）

- b 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）の利用定員の総数（支援法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）

イ 計画において実施しようとするものとして定められた教育・保育の提供体制の確保の内容に含まれない教育・保育施設の認可及び認定の申請に係る需給調整

アにかかわらず、本計画に基づき、教育・保育施設又は地域型保育事業所の整備を行っている場合において、当該整備を行っている教育・保育施設又は地域型保育事業所の認可又は認定が行われる前に、教育・保育施設（2により、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容として本計画に定めたものを除く。）の認可又は認定の申請があったときは、知事は、次に掲げるときに該当するときは、教育・保育施設の認可又は認定をしないことができます。この場合において、法第十九条第一項の規定による支給認定子どもの認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みを上回っており、機動的な対応が必要であると認められる場合には、知事は、地域の実情に応じて、当該申請に係る教育・保育施設の認可及び認定を行うものとします。

- (ア) 認可又は認定の申請に係る教育・保育施設が所在する県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設（本計画に基づき基盤整備を

行っている教育・保育施設を含む。)の利用定員の総数(支援法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)が、本計画において定める当該県区域における当該年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(支援法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該認可又は認定の申請に係る教育・保育施設の設置によってこれを超えることになると認めるとき。

(イ) 認可又は認定の申請に係る教育・保育施設が所在する県区域における当該年度の特定教育・保育施設(本計画に基づき基盤整備を行っている教育・保育施設を含む。)の利用定員の総数(法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)が、本計画において定める当該県区域における当該年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該認可又は認定の申請に係る教育・保育施設の設置によってこれを超えることになると認めるとき。

(ウ) 認可又は認定の申請に係る教育・保育施設が所在する県区域における当該年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除き、本計画に基づき基盤整備を行っている教育・保育施設及び地域型保育事業所を含む。)の利用定員の総数(法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)が、本計画において定める当該県区域における当該年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数(法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該認可又は認定の申請に係る教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の設置によってこれを超えることになると認めるとき。

ウ 幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整

(ア) 知事は、アにかかわらず、幼稚園から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園(以下(ア)において「幼保連携型認定こども園等」という。)への移行の認可又は認定の申請があった場合において、当該幼保連携型認定こども園等が所在する県区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。)の利用定員の総数(法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)が、本計画において定める当該県区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の必要利用定員総数(当該年度に係る同項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)に、本計画で定める数を加えた数に既に達しているか、又は当該認可若しくは認定の申請に係る幼保連携型認定こども園等の設置によってこれを超

えることになると認めるときを除き、当該幼保連携型認定こども園等の認可又は認定をするものとします。

(イ) 知事は、アにかかわらず、保育所から幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園（以下（イ）において「幼保連携型認定こども園等」という。）への移行の認可又は認定の申請があった場合において、当該幼保連携型認定こども園等が所在する県区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、本計画において定める当該県区域における特定教育・保育施設の必要利用定員総数（当該年度に係る同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に、本計画で定める数を加えた数に既に達しているか、又は当該認可若しくは認定の申請に係る幼保連携型認定こども園等の設置によってこれを超えることになると認めるときを除き、当該幼保連携型認定こども園等の認可又は認定をするものとします。

エ 特定教育・保育施設に該当しない幼稚園が存在する場合に係る需給調整

知事は、アにかかわらず、教育・保育施設の認可又は認定の申請があったときは、当該認可又は認定の申請に係る教育・保育施設が所在する県区域における当該年度の特定教育・保育施設の利用定員の総数（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）及び特定教育・保育施設に該当しない幼稚園の利用定員の総数の合計が、県区域における当該年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該認可若しくは認定の申請に係る教育・保育施設の設置によってこれを超えることになると認める場合は、教育・保育施設の認可又は認定をしないことができます。

(4) 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整

県は、教育・保育施設及び地域型保育事業の整備等に関する広域調整を行う役割を有していることから、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定過程から市町村との連携強化を図ってきましたが、引き続き、市町村長が行う特定教育・保育施設の利用定員の設定に関しても、広域的な見地から市町村との協議・調整を行うものとします。

また、改正後の子ども・子育て支援法に基づき待機児童解消を促進するための方策として設置した「沖縄県待機児童対策協議会」において、市町村の区域を超えた広域的な見地から調整が必要なもの又は特に専門性が高いものについて、市町村の取組の支援をより効果的に行います。

3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供と推進体制の確保



乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、この時期の教育・保育は義務教育及びその後の学校教育全体の生活や学習の基盤の形成につながることから、非常に大きな役割を担っています。

そのため保育士、幼稚園教諭及び保育教諭等の資質向上を図りながら、乳児期・幼児期・学童期の子どもの発達の連続性や学びの連続性について理解し、それぞれの関係機関が連携するなど、子どもたちの健全な心身の発達を支え、質の高い教育・保育を推進していくことが大切です。

例えば、保育士、幼稚園教諭及び保育教諭等の資質向上については、県において、地方公務員特例法により公立幼稚園や公立幼保連携型認定こども園の教諭等に対して法定研修を実施することが義務づけられ、平成4年度から実施しております（公立幼保連携型認定こども園においては平成30年度より実施）。私立や公私連携についても、任意ではありますが、研修対象として含めています。今後は、保育士に対する法定研修の在り方を検討し、どの幼児教育施設においても質の高い保育者の確保が実現することを目指していきます。

また、県においては、平成29年4月1日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育士等キャリアアップ研修の実施について」に基づき、保育現場におけるリーダー的職員の育成に必要な専門性の向上を図るため、平成29年度から保育士等キャリアアップ研修を実施しています。今後は、市町村、保育関係団体、養成校等と連携し保育所等に対する研修実施体制の構築に向けて支援していきます。

さらに、乳児期・幼児期・学童期の子どもの発達の連続性や学びの連続性について理解を促進させるために、市町村において、保育所・幼稚園・認定こども園の園長や小学校の校長、教諭等を対象とした「保幼小連絡協議会」や「合同研修会」の開催（教育委員会と保育主管部局等の共同開催）を求めています。

子ども・子育て支援新制度は、保護者が教育・保育施設及び地域型保育事業所を選択できるよう、質の向上、量の拡充を目指すものとなっています。県内においてもその導入により、待機児童の解消、認可外保育施設の認可化や地域型保育事業所への移行促進、公立幼稚園での複数年保育や預かり保育、保育所での5歳児保育の拡大、利用者支援事業等による保護者の子育てに係る相談や施設・事業者の選択を支援する施策の拡充などが求められます。

こうしたことから県では、市町村や教育・保育関係者と連携し、保護者の希望に即した教育・保育施設及び地域型保育事業の量の拡充を進めるとともに、それぞれを利用する全ての子どもが質の高い乳幼児期の教育・保育を受けられるよう、質の向上を図り、各施設・事業者を連携させ、子育て支援の充実を進めます。

(1) 乳幼児期の教育・保育の質の向上

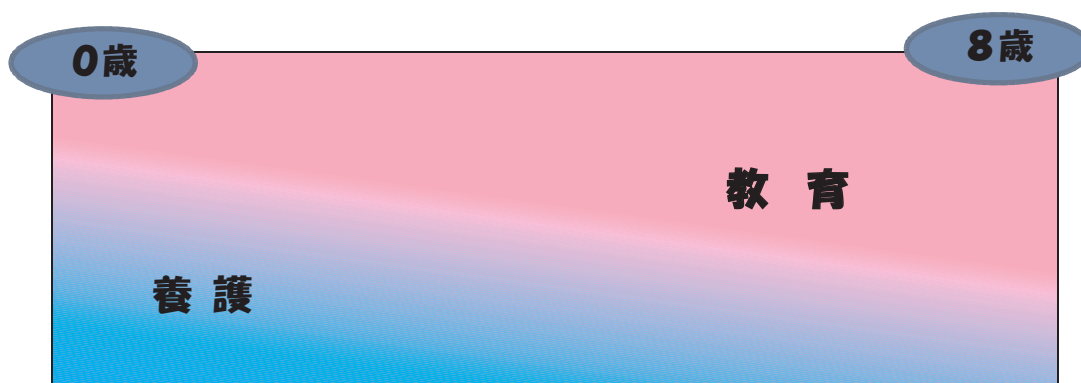
幼稚園教育要領及び保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領においては、乳幼児期の子どもたちに、望ましい未来を作り出す力の基礎、生きる力の基礎を培うため、それぞれの目標に向かって、発達の特성에応じた質の高い教育・保育を行うことの重要性が明記されています。

「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」（平成17年1月28日中央教育審議会答申）では、「幼児期は、知的・感情的な面でも、また人間関係の面でも、日々急速に成長する時期でもあるため、この時期に経験しておかなければならないことを十分に行わせることは、将来、人間として充実した生活を送る上で不可欠である。」「我々大人は、幼児期における教育が、その後の人間としての生き方を大きく左右する重要なものであることを認識し、子どもの育ちについて常に関心を払うことが必要である。」と幼児教育の重要性を強調しています。

「沖縄県教育振興基本計画」では、「自ら学ぶ意欲を育て、学力の向上を目指すとともに、豊かな表現力とねばり強さをもつ幼児児童生徒を育成する」等を教育の目標として掲げています。目標実現により、人生の基盤となる乳幼児期が充実し、全ての子ども笑顔が輝くために、様々な視点から施策の充実を図り、質の高い教育・保育を提供することが不可欠です。

どの施設においても子ども達に質の高い乳幼児期の教育・保育が提供できるように、乳幼児期の発達の特性を踏まえた実践や、保育士、幼稚園教諭及び保育教諭の資質の向上を図るための研修を推進し、全ての子ども達の最善の利益の実現を目指します。

図5 ^{くがに}黄金っ子（0～8歳）の育てのイメージ



^{くがに}黄金っ子（0～8歳）の教育・保育においては、養護と教育を一体的に展開することに留意する必要があります。

一般的には、養護は保育所で、教育は幼稚園・小学校でと分けて考えられがちですが、実際それらは分けられるものではなく、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校それぞれで、あたかも2つの異なった色が美しく馴染んでいく、グラデーションのようなイメージのものです。

乳児期・幼児期・学童前期の子どもの育ちを滑らかに接続していくためには、幼稚園教育の目的（学校教育法第22条）に記され、保育所保育指針に示されている養護的機能を持ち合わせた教育、つまり「保育」という営みが不可欠です。養護と教育が一体となった「保育」は、一般的に保育所保育の特性と理解されていますが、保育所保育指針において養護とは「子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るための保育士等の援助や関わり」と記されています。これは幼稚園教育要領解説（第1章 総則 第1節 幼稚園教育の基本）においても「幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。」と明記されていることから、幼稚園教育が養護的機能を持ち合わせているとも理解できます。学童期以降の教育においても知識・技能等を習得する力を育む土台となる、「心情」「意欲」「態度」を引き出し身につけていく、養護的な援助等（教師との信頼関係）が必要です。

図5のように養護と教育は切り離すものではなく、同時に存在することを踏まえ、発達や学びの連続性（表4参照）を考えることが重要です。

ア 質の高い乳幼児期の教育・保育の推進

【現状と課題】

質の高い教育・保育を実践するためには、乳幼児期の発達の特性が「知識や技能を一方向的に教えられて身に付けていくのではなく、生活や遊びなど具体的な体験を通して学ぶ」こと、「遊び＝学び」であることを踏まえて行うことが重要です。

また、保育士、幼稚園教諭及び保育教諭は、乳幼児期の教育・保育が「環境を通して行うもの」であることを十分に理解し、子どもが発達するプロセスの中で、欠かすことのできない経験ができるよう、環境を構成し援助をすることが大切です。

保育士、幼稚園教諭及び保育教諭は、乳幼児が自然とふれあう機会を多く設定し、乳幼児の発達段階に応じ「思わず関わりたくなる環境」「様々な感動体験・感情体験ができる環境」「好奇心・探究心を育む環境」等を整えられるような、専門性の向上を図る必要があります。

保育士、幼稚園教諭及び保育教諭が、幼稚園教育要領・保育所保育指針等を十分に理解するとともに、丁寧な乳幼児理解に基づいた、教育課程・保育課程等を作成し、遊びを通した乳幼児の総合的な発達が実現されるよう支援することが重要です。

各園においては、「全体的な計画」を作成し、実施した計画が教育・保育目標を効果的に実現する働きをするよう、全体的な計画の実施状況を評価し、改善を図ることが重要です。

特に、幼稚園における預かり保育も、教育課程とのつながりを考慮しながら一体的に教育活動が展開されるよう全体的な計画を作成する必要があります。

そして、幼児一人一人の教育ニーズを把握し支援するためには、幼稚

園における学級構成人数の減少が望まれます。

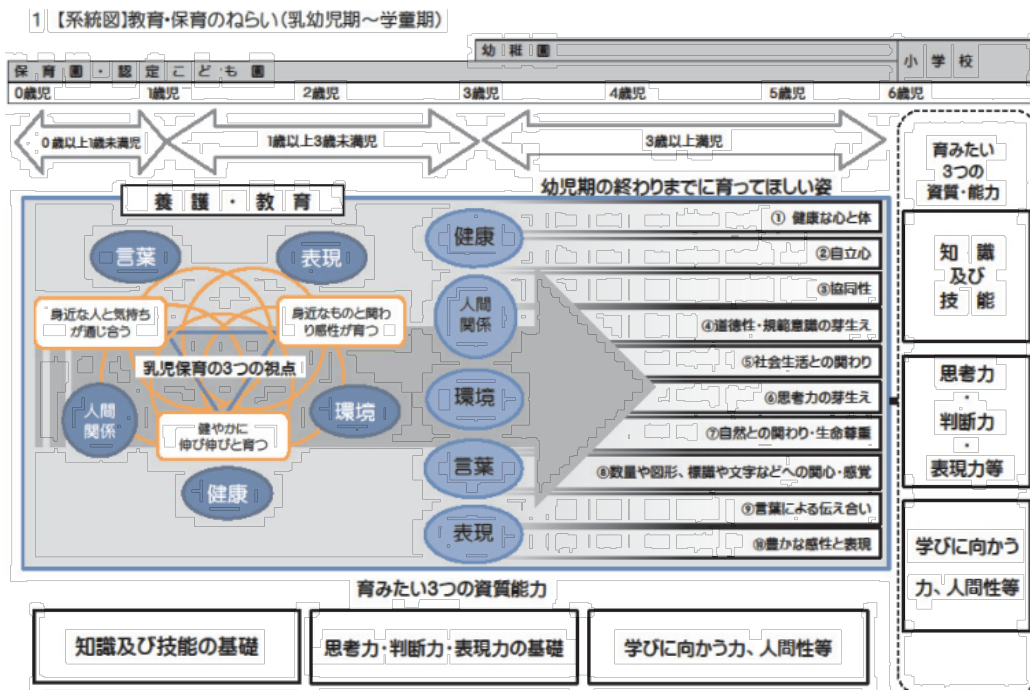
県では、本県幼児教育の更なる充実を目指して、平成27年3月に「黄金っ子応援プラン」を策定しました。それに合わせ各市町村においても、幼児教育政策プログラムの策定を促してきましたが、平成30年度の策定状況は15市町村と未だ半数以下にとどまっています。

【今後の取組】

法定研修や各種研修会等により、保育士、幼稚園教諭及び保育教諭へ、幼稚園教育要領・保育所保育指針等の十分な理解を進め、園内研修の実施等、専門性の向上を図るための取組を促します。

また、教育課程や指導計画編成の手引きを作成・配布し、教育・保育施設の質の向上を図ります。そこでは、乳幼児期～学童期までの教育・保育のねらいを系統的に整理したものをもとに作成します（図6参照）。

図6 【系統図】教育・保育のねらい（乳幼児期～学童期）



幼児一人一人の発達と学びが保障され、きめ細かい教育・保育が実施できるよう、幼稚園において、子ども・子育て支援新制度における公定価格の算定基準を踏まえた学級規模の改善を促します

市町村へ、「黄金っ子応援プラン（沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画）」を踏まえた幼児教育政策プログラムの策定を促します。そのために、県教育委員会では、各市町村において教育委員会と保育主管部局との連携体制が構築できるよう支援していきます。

【具体的な支援策】

- ① 幼稚園・保育所・認定こども園における全体的な計画の作成のための支援
- ② 保育所における研修体制確立のための支援
- ③ 幼稚園における、子ども・子育て支援新制度の公定価格の算定基準を踏まえた学級規模への改善の促進
- ④ 市町村における「幼児教育政策プログラム」策定の促進

イ 子どもの発達と学びの連続性を踏まえた教育・保育の提供

【現状と課題】

乳幼児期においては、子どもの発達と学びは連続しており、心身ともに個人差が大きいものです。それを踏まえた適切な教育・保育の提供を図ることは、豊かな人格形成の基礎や義務教育以降の学習の基盤を培うものとなるため重要です。そのため保育士、幼稚園教諭及び保育教諭が一人一人の発達状態を継続的に把握し、それに応じた教育・保育を行うことは望ましいことです。

幼稚園は、子ども達が様々な友達や教師、地域の人々、豊かな自然に出会う教育の場です。近年、家庭や地域において幼児が兄弟姉妹や近隣の幼児と関わる機会が減少していることを踏まえると、同年齢や異年齢の幼児同士が相互に関わり合い、生活することの意義は大きいものです。子どもの社会性が芽生える3歳児の時期に、保護者が集団生活をさせたいと考えた時の場として、また、兄弟姉妹が少なくなってきた現状の中、地域における異年齢交流の場としても、幼稚園は必要となっています。

3年保育を実施することで、専業主婦家庭の子ども達に集団経験の場を提供すると共に、安心して子育てができるよう、教師の専門性を生かした地域の幼児教育センターとして、より充実した子育ての支援の輪を広げることができます。

本県の公立幼稚園における3年保育の実施状況は、平成30年度8.7%とごくわずかです。また、そのほとんどが離島地域での異年齢保育で、都市部では実施されていません。その理由として、施設、人的配置等、財政的な課題があげられています。しかし、2年保育については、平成30年度は101園が実施（平成29年度51.4%。）と年々増えており、幼児教育政策プログラムの策定を促し複数年保育の重要性を周知してきた成果がうかがえます。

一方、私立幼稚園では、31園中30園（97%。令和元年度現在）が3年保育を実施し、それぞれの園の特色を生かした実践がなされています。

また、5歳児の幼稚園就園率の高さに比べ、保育所の5歳児入所率が低い傾向にあることから、保護者のニーズに応じた提供体制の拡充を図る必要があります。

平成27年度から県内にも認定こども園が設置され、子どもの発達と学びの連続性を踏まえた教育・保育の提供に取り組んでいます。

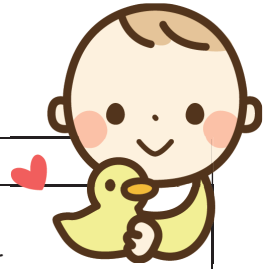
現状としては、離島地域のみならず公立保育所と公立幼稚園を合わせた幼保連携型認定こども園の設置が見られます。

表4 黄金っ子（0歳～8歳）の育ちの連続性

年 齢	0歳の頃	1歳の頃	2歳
育ちの特長	<ul style="list-style-type: none"> 特定の大人との情緒的な絆を基に、自分を取り巻く世界の認知の始まり 活発な探索活動 		<ul style="list-style-type: none"> 自我の
生活していく力	<ul style="list-style-type: none"> 自分の意志で体を動かそうとする 泣く、笑う等の表情で自分の思いを伝える 		<ul style="list-style-type: none"> 身の回りの
人とかかわる力	<ul style="list-style-type: none"> 喃語等で自分の欲求を表現する 周囲の信頼できる大人に働きかける 		<ul style="list-style-type: none"> 自分の欲求や意志を言葉
学びの芽	<ul style="list-style-type: none"> 目で追う、目の前の物をつかむ、口に入れる 絵本を読んでもらうことを楽しむ 		<ul style="list-style-type: none"> 言葉が芽生え、語彙が増え始め 好き

年 齢	5歳の頃	6歳の頃
育ちの特長	<ul style="list-style-type: none"> 思考力の芽生え 規範意識の芽生え 	<ul style="list-style-type: none"> 協同性や目的意識の高まり 自分の
生活していく力	<ul style="list-style-type: none"> あいさつ、早寝、早起き、朝ご飯などの基本的な生活習慣が身に付く 共同の用具を大切にし、安全に遊びを進める 	
人とかかわる力	<ul style="list-style-type: none"> 自信をもち、最後まで粘り強く取り組む 自分たちできまりを作り、トラブルを自分達で解決しようとする 他人の役に立つことを嬉しく感じ、仲間の一人としての自覚をもつ 	
学びの芽	<ul style="list-style-type: none"> 身近な文字や数字への関心が増し、生活や遊びの中で使う 探究心をもち、試したり工夫したりしながら没頭して遊ぶ 感じたり考えたりしたことを言葉等で表現する 	





の頃	3歳の頃	4歳の頃
芽生え	<ul style="list-style-type: none"> • 社会性の芽生え 	<ul style="list-style-type: none"> • 自己抑制の芽生え
	<ul style="list-style-type: none"> • 基本的な生活習慣がある程度自立することを自分でしようとする 	<ul style="list-style-type: none"> • 全身運動が活発になり、様々な遊びに挑戦する
	<ul style="list-style-type: none"> • 遊びを通して、友達と遊ぶ楽しさや決まりがあることを知る 	<ul style="list-style-type: none"> • 様々な感情体験を通して少しずつ気持ちを抑えようとする
る	<ul style="list-style-type: none"> • 「なぜ」「どうして」と身の回りのこと、ものに興味関心をもつ 	
な遊びを繰り返し楽しむ		<ul style="list-style-type: none"> • 友達とイメージを共有しながら、想像の世界を楽しんで遊ぶ

7歳の頃	8歳の頃
良さや可能性への気付き	<ul style="list-style-type: none"> • 学習上の自立・生活上の自立・精神的な自立
<ul style="list-style-type: none"> • 生活上必要な習慣や技能の獲得（確立） 	
<ul style="list-style-type: none"> • 学級集団のルールを受け入れ相手の気持ちを感じ取りながら過ごす 	<ul style="list-style-type: none"> • 身近な人々や社会との関わりに関心を持ち自分自身についての理解を深める
や遊びを進める	<ul style="list-style-type: none"> • 身近な人とかかわることの楽しさが分かり進んで交流する
	<ul style="list-style-type: none"> • 相手にわかるように自分の思いや考えを表現する
<ul style="list-style-type: none"> • 主体的に取り組む態度が確立する 	
き、話を落ち着いて聞く	<ul style="list-style-type: none"> • 与えられた課題を自分の課題として受け止め計画的に学習する



【今後の取組】

公立幼稚園における3年保育、保育所における5歳児保育を促進し、市町村と連携し希望する全ての3歳から5歳の幼児へ幼児教育が提供できる体制の整備に努めます。

子どもの発達と学びの連続性を踏まえた教育・保育の提供にあたっては、地域ニーズに応じた提供体制の確保策を市町村と連携して取り組みます。

また、幼稚園における3年保育の教育的効果や重要性について市町村へ促すとともに広く県民に周知し、研修等により、公立幼稚園と私立幼稚園の交流・連携を図ることで、教育内容の充実を目指します。

さらに、認定こども園の設置に伴い、幼児教育と小学校教育の接続（幼小接続）の構築に努めるよう県や市町村においても教育委員会と福祉部局の連携を密にしていくことで、全ての幼児教育施設が小学校へと連携が図れるよう努めます。

【具体的な支援策】

- ① 研修会等による、幼稚園での3年保育の必要性や幼児教育の重要性に係る周知
- ② 公立幼稚園における3年保育の促進
- ③ 県や市町村における教育委員会と福祉部局との連携による提供体制の確保策の実施

ウ 認定こども園に係る移行支援

多様化する就学前の子どもの教育・保育のニーズに適切・柔軟に対応することを目的とする認定こども園については、市町村と連携しながら、制度の周知を図ることとし、利用希望者数を踏まえた施設の認可・認定を行います。

なお、幼稚園から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合及び、保育所から幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合における県計画で定める数を、表5の通り定めます。

エ 教育・保育における評価の推進

【現状と課題】

乳幼児期は、子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、一人一人の子どもがどのように守られ、育てられ、子ども時代にふさわしい経験を積むかは、その後の成長・発達に大きく関わります。そのため、幼稚園及び保育所、認定こども園においては常に自らの提供する教育・保育を振り返り、子どもへの理解を深め、保護者との信頼関係を築いていくことが求められています。

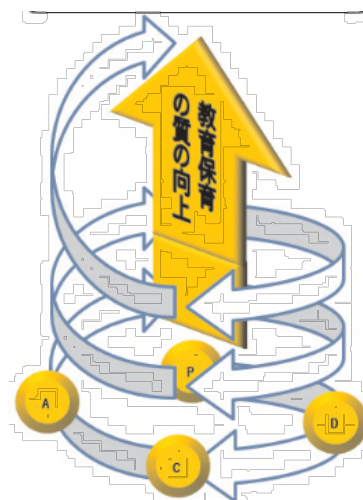
教育・保育の質をより良いものにしていくためには、保育課程・教育課程の内容を検討し、そのカリキュラムを実際に行っていく保育士、幼

稚園教諭及び保育教諭の一層の資質向上を図ることが重要です。

幼稚園教育要領及び保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を基盤とした計画（P）、実施（D）、検証（C）、改善（A）という一連の流れを構造的にとらえながら、全職員が見通しをもって組織的、計画的に教育・保育の実践に取り組んでいくことが大切です。

（図7）PDCAサイクル

- ①計画を作成し(Plan)
- ②その展開があり(Do)
- ③実践を振り返って、子どもの育ちの確認や保育士等の関わりの適切さの検討を行い(Check)
- ④それを次の計画に反映させていく(Action)



そのためには設置者は、実情に応じた適切な項目を設定した上で、自ら評価を行い、その結果を公表をすることが、学校として位置づけられている公立幼稚園と公立幼保連携型認定こども園においては、平成29年3月に「教育公務員特例法の一部改正に関する法律（平成28年11月28日 文部科学省）」により義務化されています。しかし、すべての幼児教育施設において、毎年、計画が効果的であったかを客観的に見直すことができる評価は必要であることから、実施することが望ましいと考えます。

自己評価の実施状況は、幼稚園では公立で平成30年度98.9%、私立で90.3%、認可保育所等では平成30年度で公立98.6%、私立で97.6%となっています。

また第三者評価は、義務ではありませんが、実施することで客観的・専門的な視点から改善を図る契機となり、各施設の活性化に繋がることから、その実施と結果の公表に努めることが大切です。

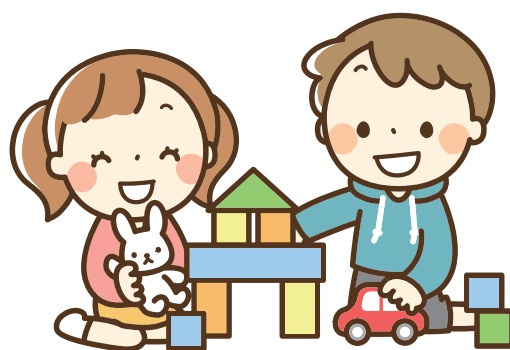


表5 幼稚園から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合及び、保育所から幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合における県計画で定める数

no.	市町村名	R2			R3			R4			R5			R6		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
		(保育所)	(幼稚園)	(幼稚園)	(保育所)	(幼稚園)	(幼稚園)	(保育所)	(幼稚園)	(幼稚園)	(保育所)	(幼稚園)	(幼稚園)	(保育所)	(幼稚園)	(幼稚園)
1	那覇市	301	12	62	540	122	973	1,065	1,115	353						
2	豊野浜市	586	91	87	592	87	635	669	710	127						
3	浦添市	134	44	47	146	42	147	144	161	44						
4	名護市	216	19	29	228	29	223	242	223	58						
5	糸島市	191	0	21	234	19	267	316	311	36						
6	浦那市	316	37	40	292	40	373	342	408	44						
7	豊見城市	125	0	41	228	41	214	187	170	51						
8	うるま市	526	10	69	540	69	584	577	567	87						
9	豊城市	38	45	7	65	29	67	90	90	16						
10	国頭市	24	11	8	23	8	22	18	14	11						
11	大宜味村	30	13	12	29	12	32	34	34	10						
12	豊村	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
13	会徳村	34	25	14	39	14	64	57	49	10						
14	本部町	41	54	43	54	43	80	71	56	35						
15	豊原村	37	1	11	8	11	17	17	14	16						
16	豊野浜村	0	5	0	0	0	0	0	0	0						
17	伊江村	54	27	46	46	29	74	65	81	41						
18	伊江村	11	2	4	4	12	3	9	11	15						
19	伊江村	314	0	1	365	27	365	366	341	14						
20	嘉手納町	0	0	3	0	22	10	15	16	19						
21	北谷町	15	11	2	30	24	45	20	68	16						
22	北中城村	0	2	0	24	0	13	6	0	0						
23	中城村	180	27	12	179	12	145	146	127	74						
24	西原町	10	5	16	25	16	20	62	77	52						
25	与那原町	176	0	0	176	0	210	209	209	22						
26	豊原町	78	0	14	35	14	19	9	0	8						
27	渡嘉敷村	2	0	4	4	0	5	0	4	0						
28	豊田村	32	0	0	32	0	32	32	32	0						
29	豊田村	0	10	8	0	8	0	0	0	9						
30	名護市	0	2	2	0	2	0	0	0	2						
31	伊平屋村	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
32	北大東村	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
33	伊平屋村	2	0	0	1	0	1	0	0	0						
34	伊平屋村	10	7	6	7	6	10	9	9	5						
35	久米島町	23	7	10	24	10	44	45	48	21						
36	八重瀬町	13	0	67	10	67	10	38	19	84						
	区域小計①	3,392	3,419	427	4,117	718	4,807	4,759	5,133	1,174						
37	豊古島市	67	32	77	188	77	596	157	613	38						
38	多良間町	8	0	0	8	0	8	8	613	0						
	区域小計②	75	32	77	580	77	596	165	613	38						
39	石垣市	60	0	58	73	58	470	101	474	108						
40	竹富町	0	0	0	0	0	0	0	474	0						
41	与那国町	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
	区域小計③	60	0	58	73	58	470	101	474	108						
	区域合計	4,319	3,554	469	5,163	1,039	5,873	5,025	6,114	1,227						
	(上乗せ①)	(3,790)	(1,977)	(393)	(4,813)	(777)	(5,310)	(3,043)	(5,545)	(1,151)						
	(上乗せ②)	(529)	(1,977)	(76)	(650)	(76)	(563)	(1,977)	(566)	(76)						

※ 県計画における区域は、1号認定：沖縄区域、宮古区域、八重山区域の3区域、2号及び3号認定：市町村を1区域として設定。

※ 各区域における県計画で定める数は、確保方策（供給）>量の見込み（需要）である場合の需給均衡のための値（上乗せ①）及び地域や施設利用の実情に応じて設定した値（上乗せ②）の合計。

【今後の取組】

幼稚園・幼保連携型認定こども園において自己評価は法令上の義務であることから100%実施できるよう、また、それ以外の幼児教育施設においても努力義務とし、その意義と必要性について、幼稚園教諭及び保育教諭を対象とした研修会等の中で周知及び充実を図ります。

また、自己評価の結果を保護者や地域住民へ適切に説明責任を果たしその理解と協力を得るよう促していきます。

県は、実施された各種評価が十分に機能し、各施設の資質向上が図られていくよう関係者に対して制度の周知や評価実施のための研修会等を行います。

【具体的な支援策】

- ① 研修会等による、幼稚園、認定こども園、保育所等への自己評価の周知
- ② 公立幼稚園及び公立幼保連携型認定こども園における自己評価結果の市町村への公表の促進

オ 保育所等に対する適切な指導監督の実施

【現状と課題】

沖縄県では、児童福祉法46条及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条に基づき保育所、認定こども園に対し、原則として年1回の、指導監査を実施しています。

指導監査においては、沖縄県保育行政等指導監査実施要綱に基づき、職員配置基準や面積基準等の認可基準の遵守状況、施設の運営管理体制や職員処遇の状況等について確認を行っています。

保育所等への監査については県が行う施設監査の他に市町村が行う確認監査等もあり、それぞれで監査を行うとそれぞれの監査対応が要求されるため、保育所等の負担が大きくなる恐れがあります。

また、認可外保育施設についても児童福祉法第59条の規定に基づき、原則として年1回立ち入り調査を実施することとしておりますが、質の確保が課題となっております。

【今後の取組】

保育所、認定こども園における教育・保育の質の向上等に向けて、今後も適正に指導監査を進めていく必要があります。

指導監査の実施にあたっては、施設の運営状況を適切に指導監督するほか、施設における負担の軽減を図る必要があります。

そのため、沖縄県では関係市町村等と連携し、指導監査の際に施設に提出を求める資料及び指導監査調書について統一化を今後も進めていきます。

市町村等と重複する監査項目について適切に役割分担を行うほか、実地による指導監査を市町村等と合同で行うことにより、施設の負担軽減を進めていきます。

また、認可外保育施設についても、市町村と連携し、認可外保育施設の質の確保・向上に取り組んでいきます。

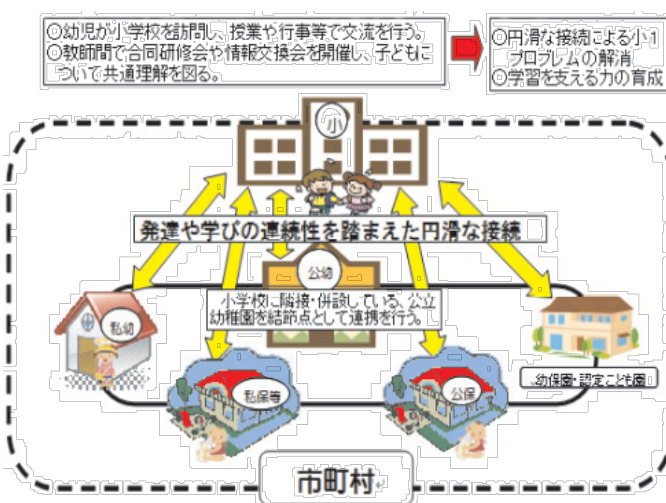
【具体的な支援策】

- ① 関係市町村等との連携による提出資料及び指導監査調書の統一化
- ② 市町村等と重複する監査項目における適切な役割分担の実施
- ③ 市町村等と合同による実地指導監査の実施
- ④ 認可外保育施設の質の確保・向上の促進

(2) 連携体制の構築

図8 小学校と公・私立幼稚園、公私保育所、認定こども園等の連携（5歳児）

「平成24年度 中間報告『沖縄県幼児教育振興アクションプログラム』の検証『沖縄県幼児教育の方向性』」では、就学前の教育の重要性から、保幼等の連携による学びの基礎力の育成と幼児の発達や学びの連続性を踏まえた小学校との円滑な接続を推進する「沖縄型幼児教育」の構想が提案



されています。同構想では、公立幼稚園は、小学校に併設・隣接している立地条件や、園長と小学校長を兼任していること等の沖縄の特殊性を生かし、幼児の行事等を通した幼児・児童間の交流や教師間の合同研修を行う等、就学前教育施設間の連携と、就学前施設と小学校との連携の結节点的な役割を担うことが示されています。

平成28年度から公立幼稚園が認定こども園へ移行が始まり、沖縄型幼児教育の特長の一つであった小学校長が兼任していた幼稚園長が専任園長となっています。専任園長となっても、全ての就学前施設から小学校へ入学することには変わりありません。

今後も本県の特長を生かした「沖縄型幼児教育」の構想を推進しつつ、小学校に併設・隣接されている公立幼稚園や認定こども園が保育所、私立幼稚園及びその他の認定こども園等との結節点となって、小学校との連携を充実させていく取組が必要です。

ア 教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携の推進

【現状と課題】

平成29年、幼稚園教育要領の改訂と保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の3法令同時改訂（定）により、3歳以上の幼児教育に関する内容が全て共通化されました。また、小学校教育との連

携が強化され、小学校教育と幼児教育の接続が全体的な計画においても行われていくことの必要性が示されています。

また、これまで通り就学前の教育・保育は「環境を通して行う」ことや、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を通して子どもの発達を促すなど、保育士、幼稚園教諭及び保育教諭等が同じ方向性での教育・保育実践が可能となりました。

発達段階に応じた教育・保育内容や発達の連続性を確保するための職員間の連携、さらにそれぞれの施設が持つ役割などを共通理解し、質の高い乳幼児期の教育・保育の保障を図ることが必要です。

近年は小規模保育施設で3歳まで保育を受ける子どもが増えており、それらの保育施設と3歳以降に入園する保育施設との連携・接続が課題となっています。保育所等における2歳児クラスから3歳児クラスへの移行にあたっては、入園する子どもの保育歴や保育経験の多様性も考慮して、進級児、家庭から入園する子ども、他の保育施設等から入園する子どもそれぞれに応じた配慮が必要となります。

今後、関係部局が緊密な連携を図り、計画的な連携を推進していく必要があります。

図9 小学校と公・私立幼稚園、公私保育所、認定こども園等の連携（0～5歳児）

【今後の取組】

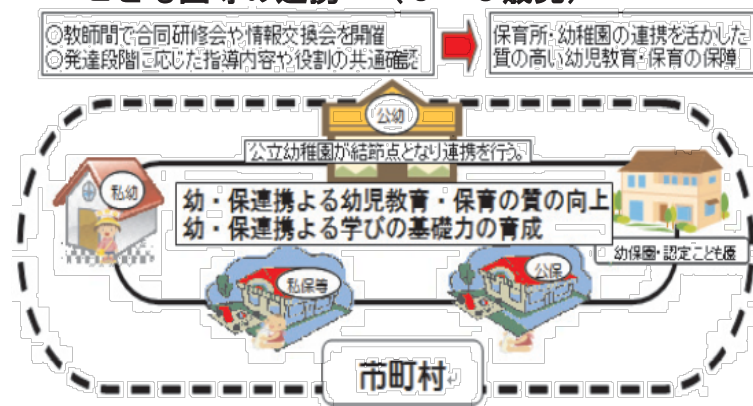
「沖縄型幼児教育」の構想で提唱された良さを活かし、公立幼稚園に限らず、認定こども園へ移行しても結節点となり様々な教育・保育施設及び地域型保育事

業者間の連携を図ることで、子どもたちの発達の連続性が保障できるような取組を推進していきます。

そのために、教育委員会・福祉部局も緊密に連携を図りながら、子ども一人一人の育ちをつなぐ連携のあり方や、発達段階に応じた教育・保育内容の工夫に関する情報交換、幼児同士の交流など、様々な教育・保育施設及び地域型保育事業者が連携し、質の向上を図るため、市町村の現状を踏まえた上で取組を支援していきます。

【具体的な支援策】

- ① 公立幼稚園又は認定こども園を結節点とした各教育・保育施設及び地域型保育事業者間の連携の促進
- ② 保育所から幼稚園へ入園する幼児の発達や学びの連続性の取組に係る市町村への支援
- ③ 市町村における保育士や幼稚園教諭等の人事交流の促進



- ④ 市町村への、小学校区内における保幼小連絡協議会の設置及び連携の促進

イ 教育分野と福祉分野の連携体制の強化

【現状と課題】

現在、乳幼児教育は複数の施設類型が存在することから、その教育・保育の内容も多様化しています。また、約8割の市町村で公私、施設類型により担当部局が異なり、各施設への一貫した指導体制について課題があります。

幼児教育・保育の無償化が象徴するように幼児期の教育的効果への期待が高まる中、平成29年3月に告示・改訂（定）された、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育保育要領及び保育所保育指針においては、その内容が一層の整合性が図られ、どの教育・保育施設でもその教育・保育内容についての基本となる部分が明確になっています。さらに、幼稚園教育要領等と小学校以降の学習指導要領との一貫性についてもより明確になり、各教育・保育施設において幼稚園教育要領等3法令に基づいた教育・保育を実践することで育まれた力を踏まえ、小学校の学びが展開されることも示されています。

しかしながら、各市町村の指導体制が確立されていないことによる3法令に基づいた教育・保育の周知及び支援や専門性の向上に必要な研修の開催に地域差があります。また、若年保育者が多く離職率の高い保育現場において、保育者が共に学び、育ち合う仕組み作りと支援も必要となっています。

さらに、県においても、所管の違いによる研修体制の在り方や支援体制に差があることから、設置者、施設種を超えて取組を実施するために、行政と関係団体との一層の連携が必要です。そのために、県が市町村のモデルとなるような体制整備を図る必要があります。

【今後の取組】

全ての幼児教育施設において質の高い幼児教育を提供するためには、質の高い保育者、環境構成、教育・保育内容が必要です。

幼児教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、質の高い幼児教育保育を提供する観点から、学校教育を所管し専門性を有する教育委員会が積極的に関与することが不可欠です。

よって、教育委員会は、関係部局との連携のもとに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等の連携のための取組促進、保育教諭、幼稚園教諭及び保育士等に対する研修の充実等による資質の向上、認定こども園、幼稚園及び保育所における幼稚園教育要領、保育所保育指針等に沿った幼児教育・保育の実施、認定こども園、幼稚園及び保育所に対する適切な指導等の実施に取り組むことが求められています。

また、教育委員会と福祉部局において、乳幼児教育・保育の重要性を踏まえた積極的な連携を図ることも不可欠です。

① 市町村における幼児教育連携体制の推進

「沖縄型幼児教育」を推進していくため、幼小接続アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を配置し、市町村教育委員会と保育主管部局との連携体制を構築することで、幼児教育の充実と小学校教育への円滑な接続に向けた取組の推進を図ることを目的として幼児教育連携体制推進に係る事業を実施します。

幼小接続アドバイザーを市町村教育委員会又は保育主管部局に配置し、小学校及び公立幼稚園を所管する市町村教育委員会（公立幼稚園の所管を保育主管部局に移管している場合においては小学校のみ）と保育所等を所管する市町村の保育主管部局との連携体制を構築し、市町村における「子ども・子育て支援事業計画」及び「市町村幼児教育政策プログラム」に基づき、幼児教育の充実と小学校教育への円滑な接続の実現に向けて取り組めます。

② 県教育庁義務教育課幼児教育班の設置

県においては、市町村に対して小学校を含めた幼児教育関係機関の連携促進のためのコーディネート機能や高度な課題解決のための研究機能を果たすことができる体制を整備し、市町村において公私立幼稚園・保育所・認定こども園に対して一体的に域内全体の幼児教育の向上を図るために、「県教育庁義務教育課幼児教育班」を設置します。幼児教育班では、国が推進する幼児教育センターとしての3つの機能を併せ、取り組んでいきます。

その機能は、主に次の3点です。

- 県内の幼児教育に係る研修支援
- 市町村の幼児教育に係る支援
- 幼小接続につながる連携推進

【具体的な支援策】

- ① 市町村における幼少接続アドバイザーの配置及び研修支援、幼小接続の推進等に係る支援
- ② 幼小接続アドバイザーに対する連絡協議会や研修会を実施し、県内の取組状況に係る情報共有の場を設定
- ③ 連携体制の構築について、市町村からの要請があった場合に相談を行う支援訪問と、先進的な取組をする市町村へ訪問し、情報収集を行う視察訪問を実施
- ④ 幼児教育に関わる保育者に対して、市町村や関係機関等と連携しながら法定研修をはじめとする研修の体制を構築や統一化
- ⑤ 幼児教育に関する施策の企画・立案や園指導を行う指導主事と継続的な巡回支援訪問を行う幼児教育アドバイザーとが連携できる体制づくりの支援
- ⑥ 市町村教育委員会と福祉部局が連携して、小学校教育への円滑な接続を目指した連携体制の構築推進

図10 「幼児教育連携体制推進事業」イメージ図

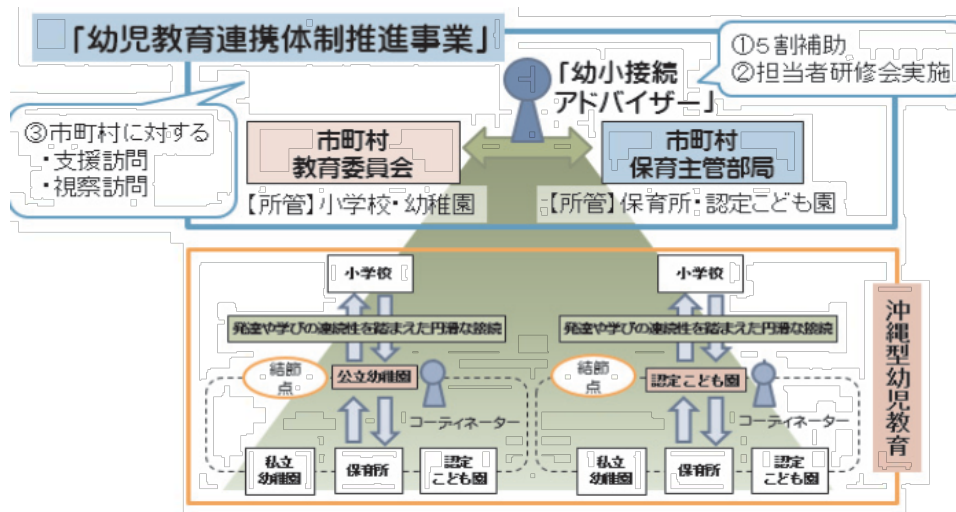
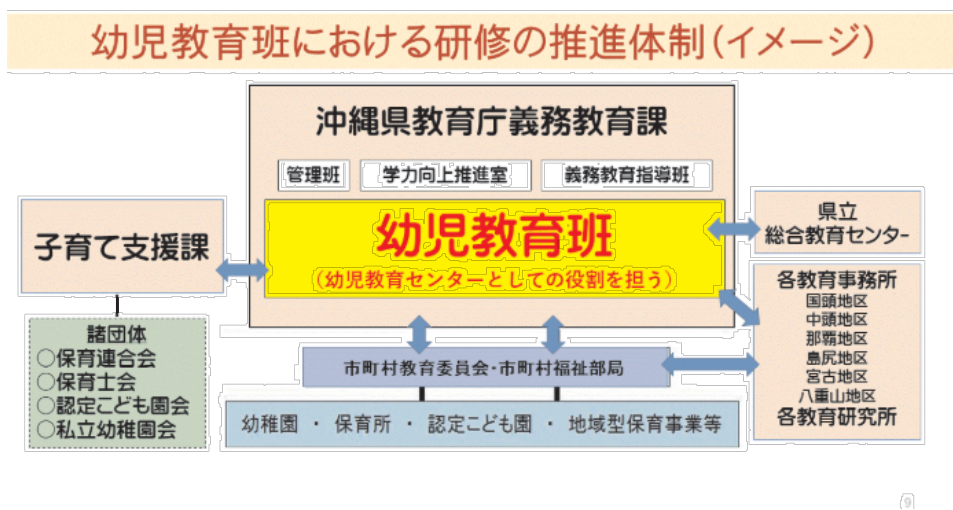


図11 「幼児教育研修班」イメージ図



ウ 保育所、幼稚園、認定こども園等と小学校との連携の推進

【現状と課題】

保育所、幼稚園、認定こども園等では、計画的な指導計画のもと、環境を構成し、遊びを中心とした生活を通して、一人一人に応じた総合的な指導を行います。一方、小学校では、時間割に基づき各教科を教科書などの教材を用いる学習が中心となっています。それぞれの場における、子どもの生活や教育方法は異なっていますが、子どもの発達や学びは連続しており、それを保障するためにも、それぞれの教育の円滑な接続を図っていくことが重要です。

そのためには、保育所、幼稚園、認定こども園等と小学校が連携し、お互いの教育を理解することや、幼児と児童の交流、保育者と教職員間の意見交換や合同研究などの、連携を通じた資質の向上を図ることが大切です。

本県の公立幼稚園と公立小学校の幼児と児童の交流については、運動会、学芸会等の行事や、小学校児童による幼稚園児への絵本読み聞かせ、生活科授業でのお招き会などの交流活動が積極的に図られています。また保育者と教職員間の連携については、職員会議や校内研修等において、日常的に連携が図られている現状があります。それは小学校と併設・隣接している立地環境の良さ、ほとんどの公立幼稚園長が小学校長等を兼任していること等が理由として考えられます。

しかし、県内でも平成28年度より公立幼稚園から認定こども園へ移行が見られる中、専任園長となることで小学校との連携が図りづらくなることが懸念されますが、移行前と変わらず小学校との連携が図られるよう努力する必要があります。

私立幼稚園、保育所と公立小学校の連携については、担当部署が異なることや公立小学校と離れている立地条件にあることから、連携が進みにくい現状があります。

県が平成25～27年度まで実施した「学びの基礎力育成支援事業」実施地域や平成28～30年度まで実施した「沖縄型幼児教育推進事業」実施地域においては、保幼小連絡協議会が設置され、公立幼稚園や公立幼稚園から移行した認定こども園を結節点として、私立幼稚園・公私立保育所及び認可外保育施設等を含めた就学前教育施設間、及びそれらの施設と小学校との連携が図られつつあります。具体的には、保育士、幼稚園教諭及び保育教諭並びに小学校教員の合同研修会の開催、保育園児と幼稚園児の交流、幼児と児童の交流、接続のカリキュラム（アプローチカリキュラムやスタートカリキュラム）の作成等が行われています。

「沖縄型幼児教育」の構想で描いてきたように、保幼小連絡協議会の設置を促進し、各施設・事業者の連携を一層進め質の高い教育・保育を一体的に提供する必要があります。このためには、連携・接続の下支えとなる教育委員会・福祉部局の緊密な連携体制の構築が必要です。

【今後の取組】

質の高い教育・保育を総合的に提供するために、教育委員会・福祉部局が、緊密な連携を図りながら「沖縄型幼児教育」の構想を推進し、図8のように、公立幼稚園や公立幼稚園から移行した認定こども園を結節点とした保育所・幼稚園及び認定こども園と小学校との連携を推進していきます。

文部科学省と厚生労働省による「保育所や幼稚園等と小学校における連携事例集（平成21年3月19日）」では、保育所や幼稚園等と小学校の連携により、幼児同士の交流活動、教職員の交流、保育課程・教育課程の編成、指導方法の工夫を図ることで、子どもがより生活の変化に適應しやすくなったという報告があります。

「沖縄型幼児教育」の構想を推進し、スタートカリキュラムやアプローチカリキュラム等を含めた保幼小連携体制を構築することで、より質の高い乳幼児期の教育・保育が保障されることとなります。今後、黄金っ子（0～8歳）の教育・保育が充実すれば「生活していく力、人と関わる力、学びの芽」等の生涯にわたる人格形成の基礎、学びの基礎力が

培われ、本県の豊かな人材育成にも繋がります。そのためにも、公立幼稚園・小学校・私立幼稚園・保育所等を所管する行政間においては連携を強化することが重要です。

このため市町村へ、各小学校区での保幼小連絡協議会等の設置を促し、幼小接続アドバイザーの配置等による、幼児同士、幼児・児童の交流及び保育士・教職員間の合同研修会の開催等、保幼小連携体制の構築を支援していきます。

また、市町村における福祉部局と教育委員会の連携体制の構築や、保育士、幼稚園教諭及び保育教諭並びに小学校教諭の交流等の取組を促進します。

【具体的な支援策】

- ① 保育所、幼稚園、認定こども園等と小学校との連携に係る市町村への支援
- ② 市町村及び関係団体との連携による、保育士、幼稚園教諭及び保育教諭並びに小学校教諭の交流の促進
- ③ 市町村との連携による、保育士、幼稚園教諭及び保育教諭並びに小学校教諭の研修参加の促進
- ④ 市町村への保幼小連絡協議会の設置及び連携の促進
- ⑤ 幼児同士の交流の促進

(3) 多様な子育て支援の充実

ア 母子健康包括支援センターの設置促進等

【現状と課題】

近年、少子化・核家族化・地域のつながりの希薄化などにより、妊産婦が安心して妊娠・出産・子育てができるよう支援を行う必要があります。

現在、母子保健、子育て支援の関係機関は多くありますが、それぞれが個別の対応を行っているため、必ずしも必要な支援が切れ目なくできているとはいえない状況にあります。

そのため、市町村において、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制として、ワンストップの相談窓口である母子健康包括支援センターや、子どもとその家庭、妊産婦を対象として実情の把握、相談対応を行う子ども家庭総合支援拠点の設置が求められています。

【今後の取組】

市町村において母子保健、児童福祉、子育て等各担当職員及び関係機関等との連携を強化し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援の充実が図れるよう母子健康包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点の設置を支援します。

また、乳幼児健康診査は、健診自体が支援の一つであるとともに、その親子が支援が必要かどうかを知ることのできる大事な機会となります。

未受診であることが支援の切れ目であり、また、受診することができない事由に親子の抱える問題が潜んでいることがあります。未受診者を一人でもなくすため、未受診者対応マニュアルの整備を行います。

【具体的な支援策】

- ① 市町村が母子健康包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点を設置・運営するための情報提供及び助言等
- ② 支援者同士の連携体制強化や、質の向上を図るための研修会の開催
- ③ 乳幼児健康診査未受診者マニュアルの整備

イ 地域子ども・子育て支援事業

【現状と課題】

近年、都市化や核家族化の進行により、地域からの子育てに関する助言や協力を得ることが困難な状況となっているなど、子育て家庭を取り巻く環境が変化しています。

そうした状況の中、共働き世帯はもとより在宅での子育て世帯やひとり親家庭等、就労の有無や家庭の状況に関わらず、子育ての負担感や孤独感、不安などを解消するため、地域の実情に応じた多様な子育て支援の充実が求められています。県では現在、市町村と連携して親子の交流や子育て相談など、様々な子育て家庭のニーズに対応した、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業等を実施してきましたが、引き続きこうしたニーズに対応していく必要があります。

【今後の取組】

子ども・子育て支援新制度では、これまで行ってきた地域子育て支援拠点事業等に、利用者支援事業等の新たな事業が追加されるとともに、内容の充実が図られた上で、市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業として支援法に位置づけられました。

また、地域の実情やニーズに応じて、多様な子育て支援の担い手となる人材を確保するため、平成27年度に全国共通の子育て支援員研修制度が創設され、県においても市町村と連携し、子育て支援員研修を実施しています。

県では、市町村が市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、適正かつ円滑に事業を行うことができるよう、国と連携し提供体制の確保に係る支援を行うとともに、多様な子育て支援の担い手となる子育て支援員を確保していきます。

【具体的な支援策】

- ① 地域の子育て家庭の状況及び支援に対するニーズの把握のための市町村との連携強化
- ② 市町村が地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施するために必要な情報提供及び助言等
- ③ 市町村と連携した子育て支援員研修の実施による多様な子育て支援

表6 市町村計画における地域子ども・子育て支援事業の今後の実施予定

事業名	単位	R2	R3	R4	R5	R6
利用者支援事業	市町村数	26	27	29	29	29
地域子育て支援拠点事業	市町村数	32	32	34	34	34
	箇所数	108	111	114	119	122
妊婦健康診査	市町村数	41	41	41	41	41
乳児家庭全戸訪問事業	市町村数	39	39	39	39	39
養育支援訪問事業	市町村数	28	28	29	29	29
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	市町村数	17	17	17	17	18
子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	市町村数	11	12	12	12	12
	箇所数	11	12	12	12	12
子育て短期支援事業(トワイライトステイ事業)	市町村数	0	0	1	1	3
	箇所数	0	0	2	2	4
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	市町村数	34	34	34	34	34
	箇所数	22	22	22	22	22
一時預かり事業	市町村数	30	30	30	30	30
	箇所数	101	104	106	108	110
一時預かり事業(幼稚園型)	市町村数	37	37	37	37	37
	箇所数	234	231	228	228	226
延長保育事業	市町村数	34	34	34	34	34
	箇所数	711	733	748	756	761
病児保育事業	市町村数	20	22	23	24	24
	箇所数	32	36	37	39	40
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	市町村数	31	31	31	31	31
	箇所数	532	553	574	581	586
	登録児童数	22,966	23,918	24,667	25,048	25,090

ウ 幼稚園型一時預かり事業の充実

【現状と課題】

幼稚園では、地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間外や長期休業期間中に行う教育活動、いわゆる「預かり保育」を実施しています。このような活動は、仕事をしながらも幼稚園教育を受けさせたいと考える保護者や、仕事をしているが地域に幼稚園しかないといった保護者には欠かせないものです。

本県は、公立幼稚園への就園率の高さから、預かり保育の需要も高い現状がありますが、必要な幼児の受け入れが十分にできていない市町村もあり、保護者の保育ニーズに十分に応えられているとは言えません。そこで、幼稚園の空き教室などを利用しながら、保育環境と人的体制を整え、預かり保育の量の拡充と質の向上を図っていく必要があります。

私立幼稚園における預かり保育の実施状況は100%ですが、公立幼稚園における預かり保育を実施した市町村は、平成30年度現在、全体の85.7

%です。また、預かり保育の終了時間や長期休業期間中の実施などについても、市町村によって違いがあり、地域の実情に応じた改善が必要です。

子ども・子育て支援新制度では、こうした預かり保育に対する財政措置として一時預かり事業が創設されました。さらに、平成30年度には、幼稚園において保育の必要な2歳児を受け入れるための一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）も創設されました。

今後、保護者の保育ニーズに応えるためにも、預かり保育において、幼児の健康と安全が確保される環境と適正な人的配置の整備をしながら、預かり保育の量の拡充と質の向上を図ることが求められます。

その際、教育課程に基づく活動を担当する教師と緊密な連携を図り、幼児の心身の負担に配慮することが重要となってきます。

また預かり保育に従事する者の質の向上を図りながら、教育課程とのつながりに配慮した計画的な教育活動の実施や、保護者と子育ての楽しさを共有しながら、家庭教育の充実を図っていくなどの保護者支援も、今後ますます重要となってきます。

【今後の取組】

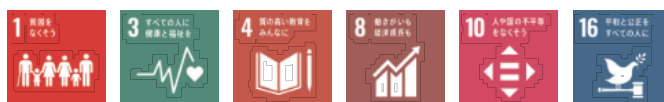
各市町村の預かり保育の現状を踏まえながら、幼稚園型一時預かり事業のニーズや実施状況及び幼稚園型一時預かり事業の実施状況や環境整備などの実態を把握しながら、各市町村の実情に応じた預かり保育の拡充と、預かり保育の質の向上を促します。

【具体的な支援策】

- ① 市町村への幼稚園型一時預かり事業の促進
- ② 幼稚園型一時預かり事業の環境整備と預かり保育に従事する者の研修等、質の向上に向けた市町村の取組の促進



4 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講じる措置



質の高い特定教育・保育及び特定地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業（以下「特定教育・保育等」という。）の提供に当たって基本となるのは人材であり、県、市町村及び特定教育・保育等を提供する事業者は、特定教育・保育等に係る人材の確保及び養成を総合的に推進することが重要です。

(1) 国が講じる施策等を活用した、特定教育・保育等の従事者の確保や資質向上の推進

県は、保育士資格取得者数の増加に必要な支援策を実施する他、保育士養成施設の新規卒業者、潜在保育士の確保施策、保育教諭確保のための特例措置に関する支援を行うなど、従事者の養成、確保を図ります。

特に、待機児童の解消を図るためには、保育士の人材確保が重要であることから、市町村や保育事業者が行う保育士の人材確保について積極的に支援していきます。

保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育事業者が行うキャリアアップや処遇改善の状況を把握し、より効果的な支援策を検討していきます。

なお、従事者の確保、定着にあたっては、引き続き、国、市町村等関係機関と連携し、給与等の処遇改善、労働環境改善等の施策を実施します。

また、県は、特定教育・保育等を行う者の資質向上を推進するため、研修事業等を実施します。

表 7 特定教育・保育等を行う者の見込み数

(単位：人)

	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
保育教諭	2,212	2,414	2,590	2,605	2,626
保育士	9,195	9,455	9,550	9,622	9,652
幼稚園教諭	824	756	696	694	686
保育従事者 ※1	323	338	338	338	340
家庭的保育者 ※2	10	9	9	9	9
家庭的保育補助者 ※3	10	9	9	9	9
家庭的保育者 ※4	10	9	9	9	9

※ 1：小規模保育事業B型における保育従事者

※ 2：小規模保育事業C型及び家庭的保育事業における家庭的保育者

※ 3：小規模保育事業C型及び家庭的保育事業における家庭的保育補助者

※ 4：居宅訪問型保育事業における家庭的保育者

(2) 研修等の実施体制の整備

【現状と課題】

質の高い特定教育・保育等を提供するためには、特定教育・保育等を行う者の資質向上を図ることが重要です。

県は、法定研修等（初任者研修、教職2年目研修、中堅教諭等資質向上研修）を実施し、幼稚園教諭等の資質向上を担保する役割があります（公立幼稚園と公立幼保連携型認定こども園においては義務化されることが教育公務員特例法附則第5・6条に示されている）。また、そのために市町村、事業者が実施する研修等の取組を支援する必要があります。

研修等の実施については、市町村、事業者による取組に差が見られる他、特定教育・保育等を行う者のキャリアステージにみあった研修が不足しているなどの課題があげられます。

また、沖縄県は島しょ県であり、他県に比べて研修参加の機会が限られるなど、人材育成について不利な状況があることから、日常的な職場内研修（OJT）の実施を促進するなど、地域の実情に応じた工夫を行っていく必要があります。

【今後の取組】

研修事業等の実施にあたっては、教育委員会及び養成施設、大学等関係機関の連携・協働による研修等の充実策を講じるほか、実施方法等を定めた研修計画及び市町村において保育者育成指標を作成すること等により、その実施体制の整備に取り組んでいきます。

県は各市町村に対し、「保育者育成指標モデル」を提案し、その作成に向けた支援を行うとともに、幼稚園及び保育所、幼保連携型認定こども園における園内研修への指導助言や研修会の計画的開催、指導の手引き等を作成・配布する等、乳幼児期の教育・保育の充実へ向けた体制づくりを促していきます。

また、県立総合教育センター等において実施している研修会や出前講座の活用を勧めるとともに、研修会に参加しやすい人的環境、カリキュラム編成の工夫等を促進していきます。

【具体的な支援策】

- ① 従事者のキャリアステージに合った研修の実施のための体制整備（「保育者育成指標」の作成）
- ② 市町村と連携した、保育所、幼稚園、小学校合同での実践的な研修の実施
- ③ 園内研修の充実に向けた支援体制の整備
- ④ 公立・私立合同の幼稚園教諭等を対象とした研修の実施
- ⑤ 教育・保育施設と養成機関の連携による、インターンシップや保育参加プログラムの実施

(3) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者への就業の促進、離職の防止

【現状と課題】

特定教育・保育等を行う者については、毎年多くの保育士資格、幼稚園教諭免許保持者が、大学・短期大学・専門学校等（以下「養成施設等」という。）で養成されています。しかし、資格取得者が全て特定教育・保育等に従事するとは限らず、県外への就職者も増加傾向にあるため、人手不足の状態にあります。

公立幼稚園・保育所等においては、幼稚園教諭・保育士等の正規雇用率が低く推移しており、保育の質、職員確保の観点等から、関係機関が連携して、非常勤職員を含めた労働環境等の改善、潜在有資格者の就労支援など、総合的な取組を行う必要があります。

また、延長保育や預かり保育等の実施、多様な幼児への対応等から担任外職員の配置の改善について検討していくことが望まれます。

平成30年度県内公立幼稚園の本務学級担任率は67.5%です。幼稚園教育の質を高めるには、幼稚園教諭の安定した就業が望ましいことから本務採用の促進や臨時的任用教諭の処遇改善、学級構成人数の縮小が図られるよう検討していく必要があります。

【今後の取組】

県は、特定教育・保育等を行う者の就業を促進するため、養成施設、ハローワーク、特定教育・保育等を行う事業者等の関係機関、市町村と連携して、養成施設新卒者、潜在保育士等の就労支援施策を実施していきます。

従事者の確保、離職防止にあたっては、引き続き、国、市町村等関係機関と連携して、保育士等を目指す学生に対する支援、従事者の給与等の処遇改善、労働環境改善等の施策を実施します。

また、沖縄振興特別推進交付金、待機児童解消支援交付金事業等を活用した就労支援、従事者の労働環境等の改善に取り組みます。

さらに、幼稚園において、子ども・子育て支援新制度における公定価格の算定基準を踏まえた学級規模の改善を促します。

【具体的な支援策】

- ① 保育士養成校に在学する方への修学資金貸付制度の実施
- ② 未就学児をもつ保育士に対する保育料の貸付制度の実施
- ③ 保育所等に再就職する保育士等への就職準備金の貸付制度の実施
- ④ 保育士の負担軽減、離職防止を図るため保育補助者等の雇い上げに対する補助制度の実施
- ⑤ 保育士・保育所総合支援センターにおける潜在保育士等の就労支援（就労斡旋事業、合同就職説明会、保育所見学ツアーなど）
- ⑥ 子ども・子育て支援新制度における賃金改善の適切な実施を指導
- ⑦ 保育教諭確保等の特例措置に関する支援
- ⑧ 離職防止を図るための処遇・労働環境等の改善に向けた施策の実施

(年休、休憩、産休等を適切に取得するための支援)

- ⑨ 保育士・幼稚園教諭等の臨時任用職員等の待遇改善の促進
- ⑩ 離職防止を図るための保育士・幼稚園教諭等の正規雇用化の促進
- ⑪ 保育士等のキャリアアップ・処遇改善のため、キャリアパスの仕組みの導入に取り組む保育事業者への支援

